

令和7年度

理 事 会 議 事 錄

青森県国民健康保険団体連合会

令和7年度理事会議事録

1. 日 時 令和7年6月26日（木） 14時30分～15時25分
2. 場 所 青森県観光物産館アスパム 6階「岩木」
3. 出席者 理事長 高樋憲
副理事長 長尾忠行
常務理事 幸甚悟
1番 西秀記
2番 山本知也
5番 平田博幸
7番 野村秀雄
9番 小檜山吉紀
10番 葛西健人
12番 櫻田宏
13番 畑中稔朗
14番 阿部義治
17番 守川義信
監事 桑田豊昭
4. 欠席者 15番 若宮佳一
16番 成田隆
監事 倉光弘昭
監事 富岡宏
5. 事務局 長内事務局長外13名

6. 提出議案

- (1) 報告第1号 理事長専決処分事項報告の件
- (2) 議案第1号 総会提出議案の件
(別冊第159回通常総会議案)
- (3) 議案第2号 学識経験者理事候補者選任の件
- (4) 議案第3号 支部長の委嘱について同意を求める件
- (5) 議案第4号 国保永年勤続者表彰の件
- (6) 議案第5号 総会日程決定の件

三和総務課長補佐	開会を告げた。(とき:14時30分)
高樋理事長	主催者挨拶。(要旨別紙)
高樋理事長	規約の定めに従い、議長になる旨を告げた。
議長	直ちに議事に入り、本会理事の定数は18名、うち欠員3名、本日の出席者は12名で過半数に達したので、本理事会は成立する旨を告げ、議事録署名者は慣例に従い、議長から指名することの了承を得て、7番・野村理事、13番・畠中理事の両名を指名し、会議日程を本日一日とすることにそれぞれ決定した。
議長	先般行われた監査の結果について監事代表から報告を求めた。
桑田監事	監事を代表して、監査結果について正当と認めた旨報告した。
議長	議案審議に入り、報告第1号から議案第5号まで全議案を一括上程し、適宜分割のうえ審議することの了承を得た。
議長	報告第1号理事長専決処分事項報告の件について事務局の説明を求めた。
瓜田総務課長	総務課長の瓜田から説明したい。 理事会議案の1頁をお開き願いたい。 報告第1号は理事長専決処分事項報告の件で、本会職員服務規則の一部改正であるが、早急に対応する必要があったので、国保法の規定により令和7年3月13日に専決されている。 専決処分の理由であるが、令和7年4月1日施行分の育児・介護休業法の改正に伴い、子の看護休暇の見直し及び所定外労働の制限の対象が拡大されたことによるものである。 改正内容の新旧条文は3頁に掲載している。 説明は以上である。
議長	事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。
議長	次に、理事会議案第1号は総会提出議案で、報告事項1件、議決事項

	<p>21件となっており、総会提出議案報告第1号理事長専決処分事項報告の件について事務局の説明を求めた。</p>
瓜田 総務課長	<p>製本された総会議案の3頁をお開き願いたい。</p> <p>総会提出議案報告第1号は理事長専決処分事項報告の件で、一般会計の補正予算第1号であるが、こちらも早急に対応する必要があったので、国保法の規定により令和7年5月22日に専決されている。</p> <p>専決処分の理由であるが、国は介護職員等の人事費改善や職場環境改善の取組を支援するため、都道府県を実施主体とした「介護人材確保・職場環境改善等事業」を実施することとし、県から事業所への補助金額の算出事務について受託要請があつたところである。</p> <p>これに伴い、当該事務開始前までに県との業務委託契約に要する予算措置を講じるため、歳入・歳出に必要額を追加・新設したものである。</p> <p>歳入歳出予算補正事項別明細書は、6頁、7頁に掲載している。</p> <p>説明は以上である。</p>
議長	<p>事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、報告第1号は承認を得た旨宣した。</p>
議長	<p>次に、総会提出議案第1号令和6年度事業報告の件について、事務局の説明を求めた。</p>
小田切事務局次長	<p>事務局次長の小田切である。</p> <p>資料No.1 令和6年度事業報告説明資料をご覧願いたい。</p> <p>令和6年度の事業報告については総会議案書の8頁から詳細を記載しているが、本日は見え消し版を使用して前年度との変更点を中心に説明したい。</p> <p>1頁をお開き願いたい。</p> <p>まず、令和6年度の重点目標として、前年度同様13項目掲げている。</p> <p>2頁をご覧願いたい。</p> <p>1の国保関連制度の改善対策である。</p>

4段落目「なお」の段落である。

国保の保険者努力支援制度の取組評価分の配分については、都道府県分が600億円、市町村分が400億円に見直されている。

一段落飛んで「一方」の段落である。

介護保険のインセンティブ制度の関係であるが、保険者機能強化推進交付金は前年度より1億円増の101億円確保されている。

その下、「また」の段落であるが、国保総合システム更改の関係である。

5行目の第二段階の更改として、審査領域の共同開発・共同利用化と並行してシステムの最適化を図ることとされており、6年度の補正予算に7年度の開発財源として32億円措置された。

一番下、「このような中」の段落である。

本県では、国保事業運営の統一的指針である青森県国保運営方針に基づき、県と市町村が一体となって保険者事務を実施するとともに、3頁をお開きいただき、保険料水準の完全統一を令和12年度賦課分からとする目標を掲げ、県主導のもとに検討が進められているところであるが、被保険者が混乱することなく実現されるよう、保険料の激変緩和措置や県の更なるリーダーシップの発揮を求める要望活動を昨年8月に宮下知事に対して実施した。

2の診療報酬審査支払業務の推進については、3段落目の「併せて」の段落であるが、診療報酬改定並びに7月請求分から開始された訪問看護レセプトの電子化について対応した。

3の国保共同処理業務の推進であるが、4頁の「さらに」の段落である。

保険料水準の統一関係で県に設置されたワーキンググループに参画し、保険者事務の標準化に向けた課題について協議した。

4の各業務処理システムの管理・運用であるが、1段落目の2行目中

ほどの医療・介護・障害の報酬改定に伴うシステム改修とその下、「また」の段落の、昨年4月からの支払基金との受付領域の共同利用化に伴い、新たにレセプト受付システムの運用にも対応した。

5の後期高齢者医療制度関連業務の推進であるが、一番下の「また」の段落である。

国の意向により先送りされていた、電算処理システムの更改を2月に完了した。

吉田・むつ市副市長（山本理事代理）入室（とき：14時43分）

5頁をお開き願いたい。

6の保健、医療、福祉対策の推進であるが、一段落目の保健事業支援・評価委員会の事業として、全保険者支援として実施した研修会の内容を記載した。

その下の「また」の段落であるが、6年度から本県の全市町村が取り組みを開始した、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施については、KDBシステムの支援ツールの活用方法を周知するなど保険者支援に努めた。

一段落飛んで、「一方」の段落であるが、保険者協議会の関係である。

県の医療費適正化計画の第3期の実績評価や、第4期の進捗状況について協議・情報共有したほか、医療計画部会においては國の方針に基づき、重点医師偏在対策支援区域の選定について検討し、県内全ての2次保健医療圏を対象とする案に同意した。

7の特定健診・特定保健指導関連業務の推進である。

2段落目の「また」の段落であるが、本県の5年度の健診実施率は37.8%と前年度に比べ1ポイント上昇したが、コロナ流行前の水準に戻りきっていないことから、市町村が必要枚数を印刷できるように本会ホームページへのポスター掲載や、6頁に移っていただき、医療費通知を活用した受診勧奨を継続するなどの広報に努めたほか、KDBシステム

の活用方法に関する特集記事を『あおもりの国保』に掲載するなど、未受診者対策の推進に向けた情報提供に努めた。

8 の医師確保対策事業の推進であるが、医師修学資金支援事業の関係である。

事業開始以来 20 年間で 561 名の修学生に貸与し、この事業の支援を受けて県内で勤務している医師は 172 名となっている。

9 の介護保険関連業務の推進であるが、一段落目の 2 行目に介護報酬改定に対応した旨記載した。

7 頁をお開き願いたい。

10 の障害者総合支援給付関連業務の推進であるが、こちらも 2 行目に報酬改定に対応した旨記載した。

一番下の 13 の国の保健医療対策への協力であるが、令和元年度から実施の「風しんの抗体検査・予防接種費用の請求支払業務」と、令和 3 年度から実施の「新型コロナワイルスワクチン接種の請求支払業務」は、6 年度をもって終了した旨記載した。

8 頁に移っていただき、一番下の「また」の段落である。

本年 4 月から可能となる都道府県を跨いた地方単独医療費助成事業の現物給付化については、国保中央会と連携し請求支払処理が実施できるように国保総合システムの改修を行った。

事業報告の説明は以上であるが、引き続き関連資料について説明したい。

9 頁をお開き願いたい。

横置きの資料となる。

2 点目は、令和 7 年度分の国保のインセンティブ制度である。

保険者努力支援制度であるが、取組評価分として全国枠で競争配分される 1,000 億円については、5 年度分からは総額で 1,380 億円規模に見直され、以降は同額が確保されている。

(1)であるが、左側には市町村分、右側には都道府県分の今年度交付される分の評価指標を掲載している。

点数配分の高い項目については、黄色で網掛けしている。

左側の表、市町村分の真ん中あたりにある共通⑤の「重複・多剤投与者に対する取組」、その下の共通⑥の「後発医薬品に関する取組」、その下の「保険料の収納率」、最後の「適正かつ健全な事業運営の実施状況」の配点が高くなっている。

なお、下の※印にあるが、固有③(2)の「子どもの医療の適正化等の取組」は水色で網掛けをしているが、新たな指標として追加されている。

右側の表をご覧いただき、都道府県分では中段に記載の指標②(i)「年齢調整後の1人当たり医療費」、下の方の指標③(ii)「法定外一般会計繰入の解消等・保険料水準の統一」の配点が高く設定されている。

この都道府県分の指標①と②は、その都道府県内の市町村の取組が評価されるもので、例えば、一番上の指標の特定健診の受診率では県平均が60%を超え、さらに3年度の実績から1ポイントアップしていること、また、保健指導については県平均が60%を超え、2ポイントアップしていることという要件をクリアした場合、満点の20点が獲得できるといった評価の仕方になっている。

なお、こちらも指標③(i)「データヘルス計画の支援状況」と「子どもの医療の適正化等の取組」が新たな指標として追加されており、「データヘルス計画の支援状況」については、本会に設置の『保健事業支援・評価委員会』の支援を受けることで点数を獲得できる指標となっているので、委員会の活用方についてもよろしくお願いしたい。

10頁をご覧願いたい。

(2)は、市町村分と都道府県分を合わせた今年度交付される都道府県別の1人当たり交付額の速報値である。

本県の7年度の1人当たり交付額は右上の表の下段に記載している

5,881 円で、6 年度に比べ 206 円高くなっているが、順位は 4 位に後退している。

また、表の上段に交付総額を記載しているが、7 年度の都道府県分は前年度に比べ増加し、市町村分は減少している。

これは表の下に※印で記載しているが、7 年度分から国保財政運営を都道府県単位化した趣旨の深化を図るため、取組評価分の配分が都道府県分 600 億円、市町村分 400 億円に見直されたことによるものである。

11 頁をお開き願いたい。

(3)は、市町村分と県分を合わせた 7 年度の県内市町村別の 1 人当たり交付額をグラフ化したもので、下の 12 頁の(4)は県内市町村別の獲得点数を項目毎にグラフ化したものであるため参考に願いたい。

13 頁をお開き願いたい。

3 点目は、医療費の支払状況である。

グラフの右端が 6 年度の本県における医療費の支払額であり、国保と後期を合わせると、2,610 億円と前年度に比べ 13 億円減少した。

以下の表には被保険者数の推移を掲載しているが、青字の国保は被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行などにより大きく減少している。

一方、赤字の後期高齢者は 5,000 人以上増加している。

14 頁をご覧願いたい。

4 点目は、介護給付費等の支払状況である。

制度がスタートした平成 12 年度は、年間の支払額が 520 億円であったが、25 年目の令和 6 年度では約 2.7 倍増の 1,411 億円となった。

以下の表は、65 歳以上の第 1 号被保険者数の推移である。

※3 のとおり 4 年度以降減少しているが、これは 65 歳以上の死亡数が 65 歳到達者を上回ったことが要因と思われる。

最後の 15 頁をお開き願いたい。

	<p>5点目は、障害介護給付費等の支払状況である。</p> <p>オレンジ色の障害者分、そして薄紫色の18歳未満の障害児分も年々増加している。</p> <p>説明は以上である。</p>
議長	<p>事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、総会提出議案第1号は原案どおり決定する旨宣した。</p>
議長	<p>次に、決算関係を一括ご審議願いたい。</p> <p>総会提出議案第2号令和6年度一般会計決算の件から第11号令和6年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の件までの計10件について、事務局の説明を求めた。</p>
瓜田 総務課長	<p>資料No.2の令和6年度本会決算説明資料をご用意願いたい。</p> <p>決算関係については議案書では180頁にも及ぶことから、要点を簡潔にまとめたこの資料で説明したい。</p> <p>表紙をおめくりいただき、1頁と2頁は令和6年度の決算総括表である。</p> <p>真ん中あたりの②、③の欄が決算額、④が翌年度繰越額、その隣が繰越額の主な要因を歳入、歳出それぞれ記載している。</p> <p>各会計の網掛け部分は支払勘定であるが、これは保険者から医療費を受け入れし、医療機関に支払う通過勘定であるので、一部繰越額が発生している勘定もあるが、基本的に繰越額は0円となっている。</p> <p>また、繰越額の主な要因で各会計に共通している項目については水色や紫などで色付けしており、2頁の合計欄にも同じ色で記載している。</p> <p>先にそちらを説明したいため、2頁の合計欄をご覧願いたい。</p> <p>まず、歳入は各種審査件数の増で、これは予算積算件数を実績件数が上回ったためである。</p> <p>歳出は1点目が人件費の減で、年度途中の退職者、超過勤務手当の不用分、共済費の率が下がったことによる不用分である。</p>

2点目は公課費、消費税であるが、これは国保総合システムの資産譲渡により課税対象額が減となったためである。

3点目は国保中央会負担金の減で、中央会におけるシステム関係経費が予算積算を下回ったことによるものである。

1頁に戻っていただき各会計の説明であるが、④の翌年度繰越額が大きく発生している会計を説明したい。

はじめに、議案第2号一般会計である。

繰越額は3,105万6,084円である。

朱書きで記載しているが、この繰越額が7年度予算で繰越金として計上した額を上回ったので、後ほど補正予算案を説明する。

主な要因であるが、歳入の1つ目は負担金の増で、予算では被保険者数を抑えて見込んでいたため、被保険者数が増えたことによるものである。

その他、国庫補助金と県補助金が増額となった。

歳出では総務費、事業費ともに各事業執行費用の不用分、そのほか諸支出金と予備費の不用分となっている。

次に、議案第3号は国保の医療費関係を経理する診療報酬審査支払特別会計である。

一番上の業務勘定であるが、繰越額は8,085万3,123円である。

歳入の1つ目の手数料は、レセプト件数は増えているもののコロナワクチン接種事務費の減の方が大きく、トータルではマイナスとなっている。

点線で結んでいるのは歳入歳出見合いのもので、これ以降の会計にもあるが歳入不足になるものではない。

歳入の2つ目は国庫補助金が2つの事業分で増となっている。

歳出は1つ目の総務費の不用分が大きく減となっているが、人件費と公課費の減が主な要因となっている。

続いて、少し飛んで一番下の議案第7号介護保険事業特別会計である。

繰越額は1,442万1,531円である。

歳入の1つ目の手数料は、レセプト件数は増加しているものの電子証明書発行件数などの減が大きく、トータルでは減となっている。

歳出は、各会計共通の項目の減が主な要因となっている。

2頁をお開き願いたい。

議案第8号は障害者総合支援法特別会計である。

繰越額は518万325円である。

歳入は先ほどの介護会計と同様、レセプト件数は増加しているものの電子証明書発行件数の減の方が大きく、トータルでは減となっている。

歳出も介護会計同様、各会計共通の項目の減が主な要因となっている。

次に、議案第9号医師確保対策事業特別会計である。

この会計は、県と市町村が拠出し実施している医師修学資金支援事業を経理している。

繰越額は991万8,800円である。

歳入は2つ目の県補助金が大きく減となっており、これは支援人数の減によるもので、歳出・事業費の修学生への支援費が減ったことにより減となっている。

※印で記載している部分であるが、繰越金は全額令和7年度の市町村負担金に充当している。

次に、議案第10号後期高齢者医療事業特別会計である。

翌年度繰越額は7,003万9,184円である。

歳入の1つ目の手数料は、レセプト件数の増によるものである。

このほか広域連合受入金と受託事業収入が減となっている。

歳出は各会計共通の項目の減のほか、1頁で説明した診療報酬審査会

	<p>計とほぼ同じ内容となっている。</p> <p>最後に、議案第 11 号特定健診等事業特別会計である。</p> <p>繰越額は 796 万 5,971 円である。</p> <p>歳入は手数料と繰越金の増、歳出では各会計共通の項目の減が主な要因となっている。</p> <p>以上で、全 10 会計の翌年度繰越額は 2 億 2,013 万 3,218 円となってい</p>
	<p>る。</p> <p>続いて、3 頁には参考として会計種別ごとの内訳を載せており、左上の表は手数料を徴収している一般会計と 5 つの会計の業務勘定、右側には医療費等を通過経理する支払勘定をまとめている。</p> <p>また、4 頁からは各会計の決算の詳細を載せているので、参考に願いたい。</p>
	<p>最後に、飛んで 10 頁をお開き願いたい。</p> <p>積立金の状況を整理している。</p> <p>左側の表の下から 2 つ目の合計をご覧願いたい。</p> <p>積立区分毎の各会計の合計である。</p>
	<p>6 年度の出納閉鎖となる令和 7 年 5 月 31 日現在の総保有額は、5 億 1,283 万 8,000 円で、前年度比 6,231 万 9,000 円の増である。</p> <p>これは、本会の全てのシステムが数年に亘って更改されるための積み増しであり、事業運営積立と退職積立以外は各システムの更改経費に充当することとなる。</p>
	<p>右側には各積立金の目的、上限額や運用方法を一覧にしている。</p> <p>説明は以上である。</p>
議長	<p>事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第 2 号から第 11 号までの計 10 件の議案は原案どおり決定する旨宣した。</p>
議長	<p>次に、補正予算関係を一括ご審議願いたい。</p>

総会提出議案第12号令和7年度一般会計補正予算の件から第17号令和7年度特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計補正予算の件までの計6件について、事務局の説明を求めた。

長 内 事 務 局 長

事務局長の長内から補正予算6件について説明したい。

製本された厚い冊子の総会議案の273頁をお開き願いたい。

議案第12号は令和7年度一般会計の補正予算である。

中ほどの提案理由であるが、1つ目は先ほどの決算関係で説明した6年度の決算剰余金が7年度予算に措置した繰越金を上回ったので、その増額分を財源とする予算補正である。

被保険者数の減少に伴い、8年度一般負担金の減収が予想されることから、その備えとするため予備費を追加するものである。

2つ目は県の入件費単価の増と医師修学資金支援事業の修学生の増加により、医師確保対策事業の県補助金が増額されたことに伴い、担当職員の入件費を追加するものである。

補正の内容であるが、2枚おめくりいただき276頁の事項別明細書をご覧願いたい。

決算剰余金の増額分については、歳入・繰越金と歳出・予備費にそれぞれ786万9千円を追加する。

また、医師確保対策事業県補助金の増額分については、歳入・県支出金と歳出・総務費の給料等にそれぞれ97万4千円を追加する。

続いて、278頁である。

2件目は議案第13号診療報酬審査支払特別会計の補正予算である。

提案理由の1つ目は、業務勘定で6年度の決算剰余金の増額分を財源に、2つの積立金を積み増しするものである。

(1)は7年度当初の積立計画不足分に充てるため減価償却引当資産を積み増しするもので、(2)は国保関連システム等の更改経費に充てるためICT積立資産を積み増しするものである。

2つ目は、国保診療報酬の支払勘定で、債権差押分のうち支払先が決まらず保留となっているものについて、7年度に繰越して支払処理するため繰越金を新設するものである。

補正の内容であるが、1枚おめくりいただき 280 頁をご覧願いたい。

業務勘定においては歳入・繰越金に 2,939 万 9 千円を追加し、歳出・積立金は2つに分けて減価償却引当資産に 2,012 万 6 千円と I C T 積立資産に 927 万 3 千円を追加する。

2枚おめくりいただき 284 頁をお開き願いたい。

支払勘定において歳入・繰越金を新設し 66 万 1 千円を追加するとともに、歳出・診療報酬支出金に同額を追加するものである。

続いて、286 頁である。

3件目は、議案第 14 号介護保険関係業務特別会計の補正予算である。

提案理由は、介護保険審査支払システムの更改経費に充てるため、前年度繰越金を財源に I C T 積立資産を積み増しするものである。

補正内容は1枚おめくりいただき 288 頁をご覧願いたい。

歳入・繰越金と歳出・積立金の I C T 積立資産にそれぞれ 263 万 2 千円を追加する。

続いて、290 頁である。

4件目は、議案第 15 号後期高齢者関係業務特別会計の補正予算である。

提案理由は、後期高齢者医療関連システムの更改経費に充てるため、前年度繰越金を財源に I C T 積立資産を積み増しするものである。

補正内容は1枚おめくりいただき 292 頁をご覧願いたい。

歳入・繰越金と歳出・積立金の I C T 積立資産にそれぞれ 2,121 万 9 千円を追加する。

続いて、294 頁をお開き願いたい。

5件目は、議案第 16 号医師確保対策事業特別会計の補正予算である。

議長

提案理由は、医師修学資金を貸し付けした5名の方から契約解除の申し出があり、貸付金の返還が生じるため返還金を追加するものである。

1枚おめくりいただき 296 頁をご覧願いたい。

歳入・貸付金返還金と歳出・返還金にそれぞれ 2,654 万 9 千円を追加する。

なお、このうち県補助金分は今年度中に県に返還し、市町村負担金分は8年度に繰越し市町村負担金に充当する。

続いて、298 頁である。

6 件目は、議案第 17 号特定健診関係の特別会計の補正予算である。

提案理由は、特定健診等データ管理システムにおける市町村と本会をつなぐ保険者ネットワーク機器の更改について、作業効率の観点から 8 年 3 月予定のシステム本体の更改に合わせて実施するため、更改時期を先送りする。

これに伴い、新たに現行ネットワーク機器の特別延長保守料が発生することから、新ネットワーク機器調達の不用額を財源に委託料を追加するものである。

補正内容は1枚おめくりいただき 300 頁をご覧願いたい。

歳出・使用料を 303 万 1 千円減額し、委託料に同額を追加する。

補正予算 6 件の説明は以上である。

事務局の説明に対して質疑を徴したところ全員異議なく、総会提出議案第 12 号から第 17 号までの計 6 件の議案は原案どおり決定する旨宣した。

議長

次に、総会提出議案第 18 号第三者行為損害賠償求償事務共同処理規則の一部を改正する規則の件、同じく第 19 号診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部を改正する規則の件の 2 件について、事務局の説明を求めた。

小田切事務局次長

総会議案の 302 頁をお開き願いたい。

総会提出議案第 18 号は、本会第三者行為求償事務共同処理規則の一部を改正する規則の件である。

提案理由であるが、本年 4 月 1 日より当該事務の広域的・専門的事案を都道府県が市町村から受託できる旨の規定が、国保法第 64 条第 3 項に追加されたことに伴い、従来からの市町村が本会に委託できる旨の規定が、同条第 4 項に繰り下げるにより一部改正するものである。

おめくりいただき 304 頁には新旧条文の対照表を載せている。

次に、306 頁をお開き願いたい。

総会提出議案第 19 号は、本会診療報酬審査支払特別会計経理規則の一部を改正する規則の件である。

提案理由であるが、令和元年度から開始した「風しんの追加的対策に係る抗体検査及び予防接種費用に関する請求支払業務」と、令和 3 年度から開始した「新型コロナウイルスワクチン接種に係る住所地外実施分の費用に関する請求支払業務」が、令和 6 年度をもって終了したことにより、関係条文・文言を削除するものである。

おめくりいただき 308 頁には新旧条文の対照表を載せている。

説明は以上である。

議長 事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、総会提出議案第 18 号及び第 19 号は原案どおり決定する旨宣した。

議長 次に、総会提出議案第 20 号本会役員選任の件について事務局の説明を求めた。

長 内 事 務 局 長 総会議案の 310 頁をお開き願いたい。

総会提出議案第 20 号は、任期満了に伴う役員選任の件である。

新しい役員の任期は令和 7 年 7 月 12 日からの 2 年間となる。

1 の選任いただく役員は、理事 18 名、監事 3 名である。

2 の選任の方法は、(1) の県市長会及び県町村会並びに県から推薦の

	<p>あつた方々と、(2)の本会理事会が推薦する学識経験者理事候補者を総会で選任することになっている。</p> <p>役員候補者名簿は右側の 311 頁に掲載しているが、県町村会からの新役員候補者 1 名が新たに選任されたので、この頁の差し替えをお願いしている。</p> <p>差し替え後の 311 頁をご覧願いたい。</p> <p>先般、各団体からここに記載の方々の推薦があったので、後ほど選任いただく学識経験者理事候補者と併せて総会に提案したいという主旨である。</p> <p>説明は以上である。</p>
議長	<p>事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、総会提出議案第 20 号は原案どおり決定する旨宣した。</p>
議長	<p>次に、総会提出議案第 21 号国保制度改善強化実行運動に関する決議文の件について事務局の説明を求めた。</p>
長 内 事 務 局 長	<p>総会議案の 312 頁をお開き願いたい。</p> <p>令和 7 年度における国保制度改善強化実行運動に関する決議文について、右側の 313 頁に掲載の 15 項目を通常総会において決議し、本年度の実行運動を展開したいという主旨である。</p> <p>決議文を朗読した。</p> <p>なお、今年度の国保制度改善強化全国大会は 11 月 14 日金曜日に東京都において開催予定である。</p> <p>説明は以上である。</p>
議長	<p>事務局の説明に対し質疑を徵したところ全員異議なく、総会提出議案第 21 号は原案どおり決定する旨宣した。</p>
議長	<p>理事会議案第 1 号の審議終了を告げ、続いて、理事会議案第 2 号学識経験者理事候補者選任の件について事務局の説明を求めた。</p>
長 内 事 務 局 長	<p>理事会議案の 6 頁をお開き願いたい。</p>

	<p>理事会議案第2号は、学識経験者理事候補者選任の件である。</p> <p>1枚おめくりいただき 7頁をご覧願いたい。</p> <p>関係条文を載せているが、本会役員の選任方法等に関する規則第4条第2項では、学識経験者理事は理事会で推薦した者を総会において選任することになっているので、本日の理事会でご推薦いただきたいという主旨である。</p> <p>説明は以上である。</p>
議長	<p>学識経験者理事候補者を理事長から推薦することの了承を得て、舛甚悟現常務理事を推薦した。</p>
議長	<p>理事長の推薦に対して、異議がないかと諮ったところ全員異議なく、学識経験者理事候補者には舛甚悟現常務理事を選任することに決定した。</p>
議長	<p>次に、理事会議案第3号支部長の委嘱について同意を求める件、同じく第4号国保永年勤続者表彰の件の2件について、事務局の説明を求めた。</p>
瓜田 総務課長	<p>理事会議案の8頁をお開き願いたい。</p> <p>理事会議案第3号は、支部長の委嘱について同意を求める件である。</p> <p>1枚おめくりいただき、右側10頁をご覧願いたい。</p> <p>中段に記載の本会支部規則の下線部分のとおり、支部長は理事会の同意を得て理事長が委嘱することとなっているので、左側9頁の支部長委嘱案のとおり、全ての支部長を再任とすることについてご同意いただきたいという主旨である。</p> <p>続いて11頁をお開き願いたい。</p> <p>理事会議案第4号は国保永年勤続者表彰の件で、この被表彰者は理事会で決定することになっている。</p> <p>本年度内申のあった対象者について事務的な精査を終えたので、顕彰方法を含めて決定いただきたいという主旨である。</p>

	<p>まず 1 の表彰対象者であるが、13 頁をお開き願いたい。</p> <p>理事者の部は鶴田町長・相川正光さん、六ヶ所村副村長・橋本晋さんの 2 名である。</p> <p>また、国保運協委員の部では三沢市の小西史人さんをはじめ 9 名、国保事務担当者の部は平内町の大水要さんで総勢 12 名の方々である。</p> <p>11 頁に戻っていただき、2 の表彰の方法は感謝状又は表彰状を授与し、併せて 3 にある記念品を贈呈することとしている。</p> <p>また、4 の顕彰方法は第 159 回通常総会の席上で行うが、これまでと同様、総会では受賞者氏名の朗読にとどめ、後日、当該市町村長さんから伝達表彰していただくこととしている。</p> <p>感謝状及び表彰状の文案、記念品、顕彰方法、いずれも例年どおりで進めたいという主旨である。</p> <p>説明は以上である。</p>
議 長	<p>事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、理事会議案第 3 号及び第 4 号は原案どおり決定する旨宣した。</p>
議 長	<p>次に、理事会議案第 5 号総会日程決定の件について、事務局の説明を求めた。</p>
瓜 田 総 務 課 長	<p>理事会議案の 16 頁をお開き願いたい。</p> <p>理事会議案第 5 号は総会日程決定の件である。</p> <p>総会の日程は理事会で決定することになっている。</p> <p>事務局が準備した日程は、日時が令和 7 年 7 月 9 日水曜日午後 1 時から、場所はウェディングプラザアラスカ地下「サファイア」を予定しているのでよろしくお願ひしたい。</p>
議 長	<p>事務局の説明に対して質疑を徵したところ全員異議なく、理事会議案第 5 号は原案どおり決定する旨宣し、総会の開催日程の決定に伴い、各理事の出席方を要請した。</p>
議 長	<p>全議案の議了を宣した。（とき：15 時 25 分）</p>

長 尾 副 理 事 長 | 閉会挨拶（とき：15 時 25 分）

上記理事会の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに
署名する。

令和 2 年 7 月 14 日

議長

高橋 宏

令和 2 年 7 月 15 日

議事録署名者

野村 純雄

令和 2 年 7 月 17 日

同上

田中 慶朗

国保連合会理事会 理事長挨拶文

とき 令和7年6月26日 午後2時30分

ところ 青森県観光物産館アスパム6階 岩木

理事会の開会にあたり、一言ご挨拶申し上げます。

役員の皆様方には、何かとお忙しい中をご出席くださ
いまして、誠にありがとうございます。

本日は、ご案内のとおり、令和6年度の事業報告と決
算等について、ご審議いただくこととしております。

事業報告、並びに各会計の決算につきましては、監事
会での監査を終了し、当理事会の議決を経まして、來た
る通常総会に付議することとなりますので、慎重なご審
議をお願いする次第であります。

さて、この機会に、私から、2点ご報告申し上げます。

第1点目は、国が進める「審査支払機能改革」につい
てであります。

国保制度の基盤を支える「国保総合システム」は、第
一段階の、クラウド移行を踏まえた更改を終え、令和6
年度から、支払基金との受付関係の共同利用を開始して
おります。

現在は、第二段階として、審査関係の共同開発・共同利用と並行して、システムの効率的な活用や、A I の導入を検討しているところであります。

本年度分の開発財源につきましては、全国枠で 32 億円の国庫補助金が措置されましたが、この先、保険者の追加負担が生じることのないよう、引き続き、財政支援を求めて参りますので、皆様方のご協力の程、よろしくお願いいたします。

第2点目は、令和6年度における、本会の会務運営についてであります。

年間 2500 億円を超える「国保及び後期高齢者」の医療費や、1400 億円まで増加した「介護給付費」などの、各審査支払業務をはじめ、市町村の重要な財源となつております、「保険者努力支援制度」に関連する「健康づくり事業」や「医療費適正化事業」への支援に努めました。

また、国の、保健医療対策への協力の一環として、令和元年度から実施した、「風しんの『抗体検査・予防接種費用』の請求支払業務」、さらに、令和3年度から実施した「コロナワクチンの『住所地外実施分』に係る請求支払業務」については、令和6年度をもつて無事に終了いたしました。

たしました。

本会といたしましては、ほとんどの業務がシステム化されておりますので、今後とも、情報セキュリティ対策はもとより、各業務の効率化や、市町村システムとのデータ連携に、鋭意取り組むこととしておりますので、役員の皆様方のお力添えを、重ねてお願ひ申し上げまして、開会のご挨拶といたします。

本日は、どうぞよろしくお願ひいたします。